

21下維Aタ-2第2号

平成21年 8月19日

安曇野市公共下水道事業
運営審議会会長 様

安曇野市長 平林伊三郎

諮 問 書

安曇野市公共下水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

安曇野市下水道事業の健全な運営と、そのための料金体系統一の必要性について。

諮 問 の 趣 旨

安曇野市の下水道は、清潔、快適で健康的な生活を営む上で欠くことのできない重要な公共施設として、生活環境の向上と公共用水域の水質保全などを目的に整備され、豊科、三郷、堀金、明科の各地域では事業計画区域の整備をほぼ終了し、残る穂高地域での整備に重点を置きながら、今年度末には80パーセント以上の市民が下水道を使用できるまでとなっています。

しかしながら、下水道整備事業は公共事業の中でも多額の資金を要する先行投資型の事業であり、その財源は国庫補助金、受益者負担金を除くと大部分を下水道事業債による長期の借入に依存する仕組みになっています。

この起債に見合う資産はストックされてはいるものの、公共下水道事業特別会計が負担すべき元利償還金は平成33年のピークまで増加し、その間の下水道使用料の伸びが元利償還金の増加に追いつかず、また下水道施設の完成が近づくことで受益者負担金が大幅に減少することから、今後は一般会計よりの繰入金に大きく頼らなければならないのが実情です。

一方、下水道の維持管理に関しては、流域下水道事業の累積赤字解消に伴い、汚水処理負担金について平成22年度からの減額が検討されています。この減額によれば使用料を7.6パーセント値上げすることに相当します。

このようなことから、下水道事業の健全な財政運営のため、使用料の値上げの検討の必要となるところですが、まずは現在2系統となっている下水道使用料金の統一に向け調整を図るとともに、今後は地方公営企業法の適用企業への転換を念頭に下水道事業を展開する所存です。

以上このような認識の下、安曇野市公共下水道事業の健全な運営を行うため、その基本的な方向性について意見を求めるものであります。